俄羅斯紀聞三集

十
止

早稻田大學附屬
圖書館
第　寄　川田氏寄贈
第
第
外不許帯出
ル 8
2994
30

俄羅斯紀聞第三集目錄

第十冊

平手策
沿海豫防
拜師氏意見
両鎮撫上書
草場生書

30

平二策

傳へ聞奥州壺の碑といふハ南部七ノ戸と野邊地の間にある壺河の源に在て日本の中央にあるよしいへりと然も今考ふるに此地より西南ハ九州二嶋の果迄凡六百餘里東北ハ津軽の果迄僅十里にあらしに如何してその中央なる事哉得んや因てかれを探索するにかの碑ハ四十七代廢帝天平宝字六年東海東山の節度使鎮守府将軍恵美朝獦の後造する所

門 ル 87 流 3038 巻 30
特 ル 8 2994 30

とかや文斎明天皇安陪臣をして蝦夷を征せ
しめん後方羊蹄の麓に政所を置ありと云
此後方羊蹄ハ今のシリヘシと云蝦夷地第一の高
山なりといふし皇朝靡ぬる世にハ奥羽迄も
蝦夷と成て擾乱すといへとも皇威盛んなる
御代にハ西北ハカラフトの奥東北ハカムサスカ迄を
悉く吾邦に服従して政治を受ぬる事
氣一にして左す花ハ九州二嶌の果迄凡六百里西北
カラフト東北カムサスカ迄をも凡六百余里たる程なり

誠に日本の中央といふ事論なし中古戦國の
世遠て畿内たにも治らさりし故彼地をも
通路久しく絶果て蝦夷の子孫といへる者のミ
ありて其名を知りたる人も稀なり此ハ方今蝦夷
地を経済する人よく〳〵その下に心得て極むる
かせなたのすへきにて其いふにして彼のことく政所をも
設て治め志めなし而たよ星移り里を初めて
ことく中古廣莫の地となりぬいかにしてよ利
蝦夷ハ吾邦の有なる事を忘れて今世

はいりて始めて盛んになりたりしとおもりつるハ大なる
誤なりとされハ今より数千載の後世道変化
しても如何成行事やらんも計り難し世の
彼此の必ず衰へ行ぬる事の本は偏重するに
其国に封建の諸侯なく只に按察使抔立て
おさめられしより蔽起りて治まる世にハかえ
てとも事の行届きりのなきまでも君国綱一なるハ合り
ますとも其按察使の政令とも叉さる様に成行
候之諸侯封建なしにハある之国綱[redacted]

古のまゝなるも元各世の邦邑城なる事なる程にて
其患ひハ絶てなかりける也し薩藩のみき中国戦
争の法も恭順として安きのみし古[redacted]禮をの
民人よく其国君に誠服して[redacted]乖きき敬まで
なかる程をなり亜細亜洲中の止白里といふ地も
もと守護もなく酋豪もなかりしか満洲にも
なき故おのつからの版図に帰してその官人ハ凡
多て守りしかとも政治悪しき故盗賊蜂
起し官人とも打殺し暴虐城なす時あり

清朝の官兵もいらくたる故土民より魯西亜に
本国へ訴へ救ひを請ひけるに其大軍不日に至り
盗賊を誅伐し後に政事を修正し上下の
情を通せし故土民悉く悦服し一時に内化
しく数千里を打拓き東北の尽頭カムシ
カトカ迄領すると云なり是もと清朝の北地不毛
なりとて捨置し所なるに程なく今は魯西亜の大国
と界境を接しても此外寇を近くに承し
ものと夷地曠野なりとて捨置しまゝつく志な

ら志めし所なりされは殷の鑑遠からす夏后
の世にありと古きいましめ国家におひてはた
志はしも忘すれ給ふ可らさる事にこそ
過て不改是を過といふとかや彼前代の版図天地
を治めたりし時按察使をのみおきて封建の諸
侯なきを前代の過なれは後代に至りて其の
過を補ひ給ふへき大切な前代一の御患なれ
とかや中古きを改めて一時の安逸を耳して天
かせになしの不幸なるしたらく要す

渡ハ蝦夷地をも統御なせる松前氏福山ニあり
て國政行届かさるゆへすへて奸商共に為さしむ孫
おのれ好みなれハ奸商を自己の利を謀りて不
仁にして夷人をしへたくる故ニ夷人ハ年
ニ艱難困苦して其政令のあしきを恨む
る事甚しされハ此弊ニ乗して東蝦夷の
島々へ入魯西亜人来りて彼文盲頑愚なるに
の機潮にまかせて武器衣食を施し或ハ宝物
を施して其歓をとる故ニ大ニ其恵ニ感

服し彼國の民とならん事を欲し彼國の風俗
ニ変しなるも既ニおほかりしに仙台の漂民聞
来りし話ニも日本蝦夷諸島の内コレイウテと
云へる島ニ漁比妻の孫と牛家の者を魯西亜
領中止白里の内の港なりオホーツカといへる所より
渡せし由伝へしときさのコレイウテといへる
島ハ蝦夷の言ニウルツブ島といひて又猟虎島也
となへて彼のカムサスカ湊よりハ第十八島目ニ
萬里吾蝦夷西左島よりハ第三島目ニあたるとそ

ナシリ嶋エトロフ嶋其次ウルツフ嶋迄悉く其の
勢ひに従ふの状は専らにして蝦夷一國魯
西亜の有となるへし霜を履み堅氷にいたると
いはしめ知られし熟慮すへき事との事を
賢人宰相の察しありしにや寛政十一年新たに
令ありて官吏を差しつかはして大金茶穀を送り
虐政にあへる夷人を恵みあはれみ茲に於いて夷人
忽に信服して外國に親しむの私情も断去
せり是よりして古法も自ら拓きて古の

千島とかへる舊観にも壊すへき勢ひあまり
國家の洪福大なりと云ふへし然るにまた近
年はかの大金茶穀の失墜を厭ひみかいて諸
蝦夷一國に商賈の請負と云へる事になしける
まへに是より松前氏の所在の時の如く新商の
暴逆にはあらされとも夷人の政令を商賈より
受るを喜ひ恵みも恵ふれも人情也し事を
得さる故に上に官人ありて取さはれたりとて
商賈ありて利を恣にせさせまりし汚吏ありて

新商と心を候せて利をえるハ忽ニ擾乱を
生する事なきにしもあらずかくれさられバよく
く上世を鑑み後世を慮りて万世不朽の大策
を興業なしおきされハも後代其弊の生せし時
えきの事も前代の命令なるをあやまりし故なり
かくのゆゑに深くもしと世との人々議し慮
りて満路し万世に栄辱を志めしゆるふ事
なれと其事ニ頓まる人々ハ寝食をわすれ
まし日夜ニ思ひめくらして確策を功業し

以て上と
東照神祖の明霊ニかなふ次を
國家の鴻恩に報しまつるへき事なりし抑松崇
民に属するや彼まつりのゆゑを　國家の官人をも
して治めるまつりまつり彼まつりのゆゑニ変化
しるいつれも聖夷化の正ニおける全備せしと
いふニ是ヲ以世の松崇民の蔵を院ニあらわれまし
る諸も人ことく是志つしさる事を志まつる方
今の蔵を以備ふ何ふをいささるへ人常志々に

其蔽ある條件よりも解るれとも方今世の海國綱
一たひら開きてし時盗賊ども元官人等を追
拂ひて暴虐をなさしに魯西亜の救ひを乞ひ
ぬ事もありし也又清朝の北白里におゐては
と同一途轍なりよつて涼を棄するに蝦夷地
又た三家の如き同姓宗室の一大諸侯を封建
しめ其外に五六万石程なる譜切ある諸侯を
二三所附属せしめ漁猟物産の利を與へあるひ
宗家の如きを三年に一度程ならも朝せしめ不毛

峻嶇を守る事なれは其國賊の也さへなる拒は
なしかふへきなれ其上に松前箱館の内にて一
ふても北前長崎の如き官府をおきあつかはせ
もなく満別の交易と其地の金銀山とを城主とら
せしめ今の如きを奉行年々其地にかはらは古昔
の鎮守府の如きを　國家万世の藩屏となし
今世此二大策を發揚して施しなまて
蝦夷地の本邉におゐる其術を得るとも如ふへ
きなまらさ満別と互市通商する事も無用の矣

産を求めて有用の物を要なりと議する人もあり
んされハ先長崎におゐて浙江省の商賈を通
貨なす其代を分く松前におゐて通商せハ何
かハ苦しかるへき又清朝にても南土に物産を
満州へ送るも窮許の定法にて不便利いふもさら
なくて吾松前にて無用の品を得て世の利益
大なるへからぬ事なり從来の國にて互市を好むも
必定の理といふへきことにしかハ吾におゐても
清朝と和好を通し古に唇歯の國なる事魯

西亜を防き万世の長策なるへし其上にカラ
フトの地勢を考ふるに全く満州の地先と見へ
其地の名も既に彼名つけて阿覚吉山といふとかや
守ぬ古まゝ天の魯西亜にあるへく而して満州に
属せしめなハ誠に吾邦の大幸といふへし
太今なか此を知りて吾りのと為さんとする事を
争の端となりて後世必害を生する事あれハ
此地をハ悪を彼に附属しめなハ化外の
かの旅苦する事を忠む心得にて格言月せ天有然

と仁恵に感しおのつから兄弟の如くなり人々まさ
満洲と交易の利を得る時ハ彼にも利あり一官
府を置しかれハ其地ハよし鶏犬相
守してく待すへく大丈夫の警衛となるへし年
貴ハカラフトを魯西亜ニ取を全うさせ待へき
為にする事なれハ満洲の民と帷夫の民心を
よるへく和親すへき様になりなふへき事之なれ
くゝも旧ハ一所こくお代の郡縣の治ニして
方今の封建の治なれハ諸侯の藩屏なくて

ならぬ事之世の郡縣の時なれハ太宰府鎮守
府あり
朝廷の両翼あるかゆし今又諸侯を封建し
て其上に各諸侯の高禄あるハ誠に萬世の
確策にして天下を治る道の全備といふへし
よしや世ゝの為に金銀米穀の失費損亡いふ程
なりとも國家の要務なれハおしむも厭ふへき
にあらす宮室を卑くして力を溝洫に尽く
す吾間然する事なしと孔夫子の禹を賛

しかまいし天下に君たる人宜しく神州の
形勢を知らしむへき事也又對州のごとき
日本へ去ことゝ異國へわたることもの國にて
守護たるへき地なれは宗家代々連綿継続
にして國土士民も數世數代信服し居る故に
らく其封境を全ふして永く國家の藩屏
となる又竹島のごときは對馬とは隔て遠かる
事なき地なれは守護の諸侯なき故に往古
より日本へ屬しゐる地なるにいつとなく朝
鮮に奪はれたるは他なき其國封建の諸侯
あらさるは褊小なりといへとも外國に奪はる
ならんや若し其邊土地に諸侯を封建するなれ
（利）理害得失をもよく知らしめんかためなし嗚呼
識見力量有て其位に居て其權を執らは遂に
は大業を奮興すへし何そ碌々たる小人の愚
論曲説に狐疑猶豫して万世の功業を廢す可
けんや且又或人の魯西亜と通交の否泰を識
しゐる二三策あるを今左に述ふ其一に曰吾邦に

武備厳重にして唯夫に論なく四方の海隅大
銃軍船悉兼備へ外国より是を指さしもならさる極
に至らしく猶慶長年間のごとく従ひ外国の
交易を許して有無を通して魯西亜を始め外国
を許して吾 日域の武威の万国に勝る事を
知らしむるは是上策也其二に曰吾武備を整理
し清朝と和親して魯西亜に交易を許すべきは
永く北辺を堅固ならしむ是其中策なり
其三に曰交易を許すまじきは武備を整へ一は北辺に

守怠惰にして清朝とも和せずに坐して魯西亜
の滅亡を待つ是其下策なりとよく計画せると
ころにして則本策に比ぶるに其中策に出る利
其上策最宜しといへども大に利有事は必大に
害あるものなれば強て挙用仕難しよって今
是を採る時にはとも角も法の立様如何によらし
其法を誤ればとかく人なき時ことに無益成事
なれば只其大綱をのみ志るし
支備飾潤色すべき事も

朝廷ハ其任撰ミしものゝみなあ利といふへし
文政二己卯年秋九月九日識之

沿海豫防

寛政四子年十月晦日於評定所越中守殿被仰付中川勘三郎石川左近将監江被下候御書取写

但此御書取御同列方江も御評議書ニ有之候然共御認書之義ハ手写取候付其侭御下ケ被成旨御口上ニ而被仰之

越中守

海邊御備忠志

子十月廿六日

強兵富國之常ニ而仕成ニ有之候而我富國之中ニ流
何ぞくもの者強壮食 根城風俗ニ相成候物半
也九こえ七ツ目し根本ハ貧國ニ而中ニ候富國之
中にゝ奢侈之風俗相止人ハ倹素ニ基仍候
不限相離ニ相成 仍而ハ之為められ候而貴賤を
精出し候へ者富國ともし有之通ニ而貴方のつゝ
廉直之心生し而只弟気引立候る徳ニ成候様ニ
申ます 一万来年以来追ニ而御候条ニ付

かゝる風俗ハ引立有之 文武藝術等相励せ
有之候ハゝ財君を指導ニ而花奢風流ニ染
候者儀ニ風俗を改め候事ハからのとく書貴
風俗し候得ハ無之候ゝ何ゆゑ附候
二十六七ヶ年ハ学問より貴ぶ事ハ出来不申哉
ニ而此上は国ニ而候しめく藩務ニ而国商要付
且励せ有之候ゝ文武ハ士族及猶而有之下書し
哉此御用も今三十ヶ年ニ而様ニ御座候して八月
御まへ此程ニ八年し我らに此年一世然して恰仁

人ハ三十年ニ而替候あしき風俗の老人も
失果候得ハ風俗も改り候ハゝ老人も致習候の段
草臥候者共ハ三十歳ニなり候得ハ弥草臥候ニ
三十ニもなり候ハゝ四十歳ニ相成候風俗自然ニ
改り候得と申ハ作事雲事無之候様
いつとても相ゆるき事ニ候故丈ケ倹約を
夫ニ付ても下ニ居候ものまで倹約可仕候
之様の趣申述
長崎ニ而候も大概右之通ニ宜而有之候

山田伝蔵其外海浜ニ而飯米ニ而乏しき仕方ニ付三
兵衛儀ハ代官相勤候処御代官御用相勤候
様しかくハ百両宛万石以上ニ而飯米ニ而組合
一夫ニ付而右御代官ハ浦方立会
海浜遠国ニ付候大筒三四挺程ニ而
早々差出候様殊ニ信州ハ離ニ而越後
ニ海岸ハ自由ニ而猟業等有之其外
大筒ハ少々ニ而ハ其余
一去年中異国船渡来之節ニ而ハ候船ニ而少々

右ニ付而者諸家無之處ハ御預所御手配
おゐて格別大洞其外子細ハ行届兼
申付置候得共小禄之者ニ而ハ踈漏之儀有之
御定無之候ニ付而者言上候者ハ依之ときく
申付置候得共無覚束方々手当
一第一安房上総者房總州上總下總沿
津より大概海邊ニ而居城有之右四ヶ国
之内大名小給而又は此辺小村之者一同固備
無之下田奉行者是迄浦賀ニ引移し上ニ而

尤自然之節ハ因相模之由船右之場
所より浦賀ニ至り又小田原ニ而大井川
箱根之御関所ハ城ニ相致し実ハ二腰之
場所ニ而手当少し第一之趣可有之
考合御備可被成候
一下田之儀ハ往還取立海辺見張取締補理
其四ヶ国之知行之所調村ハ能知之者其趣ニ
者へ三万石程之城地被下大名ニも取立
万五千石余之合宗被仰付可然

大急ニ而仕付英語習合ニ而 御付五六人ツヽ右
海辺ニ出府ニ而 仕付右共ハ頭組ヘより
仕付
但此外大業未熟之者可稽古候ニ付
右等之業者其当代ニ而 仕付可被成候
論手ニ而書留ニ可致事
一右之御開帆ニ而調之趣段ニ御厚恩仕候
仕合難有候ニ付何卒せめて右御恩ニ
人々之段丈ケ成丈報御国恩ニ度奉存

くハしく考居候
下田之画図ニ而見候ニハ浜芝ニ而難相分候
丈ヶ有之考候又東之方ニ而川と申
少川網漁之方ニ為成居候 仕出候ニ付箱
根湊内ニ浅瀬ニ小舟往来之川内ニ而
数有之候しかし右之御所ニ候
船ハ之業ニ上ツヽ右ニ添
道中向ハ湊ハ通之ニ付候
之ハ外右之月ニ 仕付ハ国有之

一 掛り之 御目付郡代被仰付 世丹波守様
之 御目付少傷人ニ付候処 加藤門ニ
奉行右之席ニ遠国奉行両巡見之
清の人下向之とも見廻之節御役
場人ハ其ハ國郡国之付候処奉行下
国ニ付ハ御目付御見廻之奉行
一 御代官少々御傷之條差支追之文之事中
出候之処之候之ハ御目付勘定
支配役奉行之御目付御傷御代官御之

御代郡代之ハ御勘定奉行之支配
夫ハ右御勘定奉行之席ニ次之支配之
少々メハ遠國奉行等之而右之通
大かれハ全何等ニ而も御役付候地役
人も多き之ハ間右等と両役ニ而遠国
奉行之次席之 御目付之通之勘定奉行格
奉行ハ御役ハ大ハ間勘定大坂水海
座間ニ無大国 一万六千貫目程之ニ而右
外之いかほと大小国も在来之

大坂ニ而も一番之大城ニ候ハ周七拾八間余ニ付
千石船八艘ニ而も候
右城ニ水漬ハ石ニ波ノ積ミ間ニ坂組候
丁度ニ候ハも十ヶ所ニも有之候
御役人衆数ニ付而出方ハ御家老迄
より高之分と申右年寄ニ而渡し有之
其外八ヶ所ハ御閑所ニ而相渡し
両組之御旗本衆より組頭之役
御役七拾人余

当節ニ而右門ニ而御番組代
屋敷ニ而右御用ハ組付御奉行御老中
川御も御右宿十ヶ所ニ在
御座御役之ニ付ニとニ而年ニ去
六千石之御旗本ニ御役組之者
広ニ而御番所ニ而御調書候
南組津御役交代場所ニ而大手御門番
右御者ニ御蔵屋敷御役人衆ニ付而相勤
進メ之通り千石

此節御座候

海上御固之儀ハ大概及御承知御座候由

右ニ付而者当月朔日之儀御触出し候

然処御役人方者先以御用之事一二十

人位

御座候ニ付而ハ右御警固ニ付　御役人様

又ハ夫々御役御同列御沙汰有之候ニ付

ニ相成候得共いまた相分りかね候得共

御一同様御相談被成候而大目付様へ

御持場江御渡シ有之候間御返答

御承知

度々異国船漂流之事之儀ニ付御返答

申候処此度ハ弥御用被仰付候ニ付御厳重ニ

御警衛可被仰付ニ付　公儀御目付衆下田江

御越ニ而水戸様江御内々ニ而御固メ

申上候様ニ相成候儀御目付様ニ而候得

御沙汰之由御座候儀ニ付相成候事

ニ御座候与も承り候後藤様御出役被仰付候

俗身なとに　俗世常には候(?)約束ゑくは
右様にて海(?)向にも落に来る為にもとの
は沙汰ゑくい浅ましけるに時と取
知れ少なくとに　俗世の間の時はまたは
此事出　一　也くハり所に申と
鹿(?)帰とに後にとねらく一流ての経
いやなる(?)
下国旅行と浦なとにも移　一　よくやう
字(?)深くはゑくニ寄を出申も旅行ハ

之隔(?)ニは鹿(?)りしは船も浦ニ年ニ
二條の思分に出しは八寛(?)永の比さな文(?)へ
下国之旅を出してかくハ、浅(?)なし　浅と下
国に出例無又海も左右にハ海を浅所
ゑらくなるあるへし
此遠国旅行浦船又は津要設少しも去世に
ゑに少申すれハ従はれしに少申すに也ゑし
移る後へハ御に年ゑ文は遠国旅行く
不ゑ俗孫文ハ老人孫移しては　俗身などと

遠州法名右衛門事与四郎継目出入実子
にて勘右衛門間違候ニ付又某地と
成候ハゝ先席并身持宜敷右之段被
差戻候ニ付右ニ付候得共交代
高尾ニ付而相続ニ付手前ニ付而も其
大夫死後之儀ハ同伊兵衛助右衛門と
次席となし何席ニ付候ニ付候交代ニ
相続人と某席交代いたし一人ニハ右之
何方ニても宜敷候

桝屋甲兵衛事也

妻子共方迄此節者合同
二六縁組之事ハ宜敷候
右之通りにて此度ハ相続ニ付而も其
其外ニ付而家中風聞ニ付其外宜敷候
此後共ニも同様之儀
右之ケ所ニ二人ツゝ宛ハ右之人々交代
又与力同心拾人ニ　相続之定
此与力同心之役人其ノ御座候
此外共ニいつニ存候諸事与力同心ニ而

代ニ而　後々迄も先例ニ及候事ニ候
ところにて御役料米ハ不及申ニ候
其ても米ハ半分ニ而ハ小普請之通ニ有之候
以下ニ而ハ難渋ニ付相続之事ニ候
其ニ付右之与力同心ニ而も　後日加へ
候ことニ候
御目見以上之者ハ海ヲ渡ル上ハ上乗也
一役料女騎ニて
御目見以下ハ海ヲ下ル事ニ而一役也

五人ニて　御目見以上ハ小十人之席
下番之者ハ同心之次ニ上番之次格也
御役料役知相應ニ被下ニ付候ハ格別
雑用ハ別段存候
上番　弐拾五人
下番　五人
此外ニ御目付之上役下役相付ニ而右之支代
寄合同様之者十人斗も有之　御目付ニ而
日番ニ付役料ニ而請取候場所ニ一二ヶ所也

出来之儀者下着之参府之儀様
等にし在所以身船にて数般修復
いたし持参にて御渡之心得ニ御礼ハ
御定ニ不及候しゝ持参之儀ハ修復之
様ニ御聞届いたし候ニ付右之段申上候
右等之儀ハ少ゝ致し候ハゝ追而御届之
事ニ而ハ御手入ニ而無之ニ付
御書下ケ御届之上御沙汰之儀申上候
右ニ付御関所之儀御定之上

右鉄炮紛失いたし候ハゝ御関所御届申
立候事
一
御上書下置候役料ハ御家御代官分
相渡之儀御知行所ハ不及申ニ
可被成候ニ付右之趣相心得可申事
可申付候段御代官所ニ被仰付ニ付
都合右之趣御書付ニ而　但御年貢一ケ
年分相通候御代官御知行所御預り
書付代官ニ而申付候事

船見書面之儀ニ付此度吟味いたし候處
出来之儀ハ大坂ニも遣し方と存候ニ付
御同役 中川 石川 存寄有之 船見書面差出 右
ヶ様外村年貢取立方之儀 御料所ニ而
取計ニはいつれニ而も其所ニ而取計ひ候か、かつて取計
其外相ニしかし
一 委細見分之上此度之儀ハ右ニ付右筆渡海
見分之私相談之上絵合之儀ハいつれも
今般 御同役御達書之趣を以候

取切あらためて絵ニ見合いたし候ハ私一
見いたし候處不申候ハヽ一向画合も
かまひ無之て私作者ニ而遠て作らせ候ても仕りかたく候
や
返て此頃之儀ハ又所々ニ而後ニ而も河川
添以之義ハ追て絵と御同村ニ而海船
上覧之上ニ 御出来之絵合ニ而年々ニ而船ニ而
御後ニ而御出来 常年中ニも出来候ハヽ見合出来候
此 上覧之上ニ而船々御調御座候

此等を取りとも中々に不仕合

拜師氏意見

林　家酒

清朝ゟも漂流之者ニ而も夫々宗門之儀ハ甚
雖ニ者とも食物舟ゟ番ニ至る迄悉ニ而し
本邦之風俗淳厚之取扱を示して支
彼者ニも服ゟ感通致し候事ニ而
自然ニ此方之取扱ハ萬端懇ニ候ハヽ
かくの如く仕候ハヽ彼國之者共ニも
申上候趣意ニ而有之候事

とも、此度ハ如何なる仕法にて人心服従ニ遠
治まり難き大国を英国漂民ニて掌握
致候事ニ御座候。本邦之漂民唐
土之如く中ニ雑居いたし居申候
し。本邦之古代ハ英国人を恐を
ハ仕方ニ無之、全く其身をも人ニ害
其見ハ甲斥之無之候様ニ而ハ更
也無之候
清久年後之月頃と軍勢之風を退けり

ハ間違無之、支唐ニハ古来より外国之
仕方共中事ニより外国之一
存付候事ニ係り其安心候事ニ候
漂流之内右国ニ而ハ津将取人数居
御付延之儀を正メ探りまて只ニ
陣所之所義より静り居候
所ニ而

一 又満州役人ニ右之条ニ付取調候処外
被答と正しく此段彼者之感化ニ相成候

入意亜叓

去かれとも身を下ける所ハ亜細亜の頭を
示しけまお〆文様ニテ人居徼のふり
得ハまし所ハ矜飾はまをく實を
と失ひける故ニ彼ニまし伽を失しに
甚とお〆者ニ而けれ殊ニ雅形なれ
大抑とまゝ候

されバ 本邦人ハ大良ハおろそか二
され小親とアとてみ解有しける

并近世者多く英国人ともいへ彼ハ根ニ来
形ち及ひ陸ハまた所ニ於テ頗る多し
此ま法國を切ろ而かまし以彼て
中大勝しまを係る大國を見るに其
をみ此夫人と男女を隠しまをかくし
こゝまれハ割さて了ね
彼役人まて乗多く此乃法名の小吏
出命ハ法ハ以ハ少きハ人数の国ヨも人得
分鮮も竟く法出に献ことを得の文

於く作法ハ彼飲心を失ひハ法となし
て却て彼をおこさしむることハなき人弱を示し
候ておぬりし處、うるさく共示家一人将
遠我國に如き天を治りけるなりても
彼者共ハ清國に倣ても存申候間并
魁にて見解もなく候
満州ハ唐國に属し以ては陽来に比
申候様なるも御仕方年も存して関東へ云
人勝にハ不及系も一般以ても申共有候

虚実見定め申候へハ大方の意ニは　邦人ニ
合せ居候もよろしく候ハて於総ニ御坐候
をみて候ハ人心もおさまり候にて存し
もかしけれく候に海を支り度ニ其近
たる先しも左しか間こそ他に諸侯之命
兵も立てしと度ハ事実申ものと候
存候

一 此界ニ編十出ひて支配向ニも段々の仕
事ニ候しハ間奉行所々中にて遠国ニ取り

ては芸挨拶不案内者中述いさゝかも
争気ニ及ブ事変と近し勿論ニ九牛て
ノ事
此地之地勢と云し考に併ら
全く満州地と比先とし人の嘉兵彼
風化アリしをましけるに支人芸此方
之芸と文にと也被妄りに古地と
行ひまして偏に行頼し若奴方熟
談する向拝して今程うに捜纈

義彼方よりし談ニ而他とねらひ候ニ付
交を結ひて他を疑しれとも我年と
存じし若茶に而は所にて終はると彼方
と熟談致しなからも難波其事
一互市通商と申事は其文通候へ
し出れと都しくは只芸挨拶不案内
とのこと極後に候交
満州にては清朝ニ年同しし持
清一統之後は康熙之役後ニ入り増地に

清国ニ往来セシ人ハ清国ノ民ヲ苦ム
術ニ背キ商売ヲ長崎ニテ通貨
此節ハ彼所ニテ満州ト通路アリ
ケハ其ヨリ乗リ出ス彼先年ヲロシ
ア人ニ此境ヲ越シテ難路ナシ彼
方ヨリ軽クシテ此時ハ清国ノ免許ヲ受
様ニ交易ヲ結ヒ是ハ互市ハナシ
不付交易ニ此免ル
唐ヨリ南京ト満州ニ送リ大路ノ

通路ニテ運搬シ不便ナリ近キ頃
ニハアリ　本邦ノ海運ヲ南京ト
通シ此テ彼方ヨリ利益大ニ有之候然
来ニテ其免ニ間互市ヲ始メ以テ
忠実ニ相存候
ヲロシアノ外ニ又満州ト親シク此ヲ以テ
此地ハ都合ニテ聞及満州ト
ヨシミヲ通シ　ヲロシアヲ防キ候
ハ第一ノ上策ナルヘク聞及

私共之心得ニ而夜ハ勿論ニ而も彼地を
事状なかしも委細之風俗を読候地も有
之而モ内ニハ土人情風俗食物等も
無之候ハ、間シロニア等を遠ひ交
も有之候必定又迷惑

一 前條之趣相成候ハ、来年ニ
而ハ自然と地を約し一高出張人共を
かけ候ハ、役人出合候ハ、なれとも
ものも有之カラフトより案内為添候

積り約定ニて仕度

ソウヤニテハ手遠之故出張も
不致程ニ而も漢も交易ハ之間
彼地迄ハ之時彼国之疑を請し
可申哉ハ何事も仕候之様ニ漢
不足ハ間ニ交風俗ニ出張高候ハ
地も支而漢与申之様交漢も伝交風
交も其之間交易も漢ハ申出
前船場之交ハ相成之都之出張等も

右之以上

右之趣演説ニ付何れも先以不容易
御尤ニ存候得共此段御沙汰之次第申達候
可然旨存候也

巳
二月

両鎮撫上書

河尻肥後守
荒尾但馬守

今般攘夷拒絶中ニ而ハ於西洋人入門
今之時節柄実以御国之恥辱ニ付
上ハ将軍職ヲ始奉り之御
叡慮ニも以ての外之御不興ニ而
奉存候以上

一 寛政御時ハ何事も無事ニ候得共近比ハ北辺
にて長崎にて御備をなし赤人共南蛮国より
仕立しものかカムシカツトカ辺ニ而渡海せし事
聞候へ共其元の命ニ背キ候ニ付使節
をもつて蝦夷地へ渡来し筆紙ニ難尽
年々月々に渡来して格別ニ下知候ト申来
船へ蛮船然るを渡来ニ付開キて南蛮国
なく仕置をも遣シ難有存候得共仰付候よし
ましレサノトと申者渡来ニ付廿年ぶりに迎へし

日本ニ渡りしもの共之儀ハ接待せし
事ゆゑ其元へ申含若此後来ル魯西亜人
長崎ニてレサノトと申者決而渡来致し間敷
旨被仰付候得共日本ハ弱キ国とて此上ハ海軍
取立候ニ相成べく候得ハ御聞届ニ不成
ものなりと申事ハ是又不届者ニ接待致し
ならぬ死ハ申付候ニ而あやしのくらし
御国御威光にて安の下ケ置事ニ存候
ごく遠キ事

一 北蝦夷地之儀ハ昔今ゟ御手当も有之候
ニ付[illegible]御国之御為筋之[illegible]の根拠
無之[illegible]事ニ付[illegible]二十ヶ年[illegible]
[illegible]之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]一日蝦夷地[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]候ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]今之御国[illegible]
[illegible]候ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 国界之義ハ東ハヱトロフ迄ニ而[illegible]
成候而西ハカラフト之[illegible]亜人[illegible]
カリンニ而[illegible]オニツシ[illegible]

本ハ諸国あり[illegible]国[illegible]
[illegible]仕[illegible]也

一 京[illegible]進[illegible]
御[illegible]国[illegible]
自[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国[illegible]
一 前[illegible]西亜ノ国風[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
進ニ[illegible]国[illegible]文[illegible]
[illegible]仕[illegible]長国[illegible]
[illegible]本御大閤[illegible]
法ハ力[illegible]

に仕向ふ事限なく猶歎き給へハ仏の御恩
察し給ひて却て御世にうけ申たる仏の名を
も用ひ給ひても甲斐なき次第なりと女の身を歎くに
仮令御和らかに御心をすすめ給ふ
斯くして女人は往生極楽の阿弥陀如来をたのみ奉る
の為に身を離れ去りし後にも御来迎
ありし三尊の聖衆来迎の式
事なくハ須弥のものまでも観音勢至
とまれ女人往生成仏の事にて来迎

たとへバ和睦にあるともすへて
女人は和合し給ひし由少年の内より変
心は更に用ひし事なく何事を行ひしとても
武家を帯しても紀州に叶ひし所なれ
名残を惜み小袖に結びて仏の御前に
縁あるものの為に更にはかなき
のこる縁に従ひて果せむ
くちおしく思ひ候へども女人往生
をとけ給ひしとは申しかたし

迄ニ御座候故大半紙懸紙ニ而包ミ候
之大饗絹給候儀等者其上ニ而ハ紙ニ御座候
奉存候ニ付御誂申上候ニ付同様ニ御頼
候事今日相済候ニ付御尋ニ付候同様ニ付御座候
相成候ニ付候ハヽ諸事候ニ付御座候
右之通り若し御尋も有之候ハヽ御申可被
下候ハヽ候ニ付申上候様ニ被仰付文相願
又右之通相違無御座候

右之通り以来相違無御座候此上之段相願

候事共存候ニ付申上候 一 右之通
其段御尋之儀ニ付候ニ付御座候
存候ハヽ申上候ニ付存候ニ付御座候
御座候事共ニ付御座候之御座候
之儀御座候ニ付御座候ニ付
四ヶ条御尋申上候ニ付御座候
の時代毎ニ日本人ニ海上之儀ニ者
右之段ニ日本ニ依之儀大体之通
御沙汰被仰付上候ニ付御座候ニ付

然世ニ而創作ニ御座候得共其外の事ハ
海賊ニ而漸来三年申合候分ニ佐ニ居候ニ付
ニ而此度も御座候ためにかへり候儀し
使者も詰の者も数指出し相成候而も
并勝ニ而両様之尤ニ付書面を以申上候日
御用向ニ相応ニ而世間も遠慮も御座候
候ニ付ニ而も一通り申合
候ニ而事ニ付ニ而御座候ニ付
御仕方ニ而其御座候ニ付大切

ニ申而御詰之儀ニ御座候
ニ付ニ而

候ニ候今和歌之御序ニ而ニ付相成候
ニ付ニ而候ニ而其後御評判よろしく
ニ付ニ而御編も此度三年不絶揃
御十部も其儀 候

右ニ付而此御仕合も御沙汰ニ
御ニ而其御国ニ而其ニ
ニ御仕候ニ付ニ而候

私家元来訓ニ卯年ニ依利ルモ未タ
此節ハ未タ広御仕之時ニ有之由
ニ蝦夷申上ニ付申上候由太和
又ハエトロフ援済ニ又ハカムシカツトカ
之時ニ隠候ニ付北境ニ当リ候
既ニ申上候ニ付文字ニハ前田様
右ニ私ニモ申上候ニ付御役人様
右海私係候ニ付も有之候
之ハ新造之由申上候ニ付[illegible]

此節ニ至リ申上候事ニ有之候ニ付
奉存候

此国之儀ハ至テ残リ候ニ付[illegible]
和船ハ当時相成候ニ付申上候而宜御座
人々ニ而御座候[illegible]年ニ住居
土人ハ宝銭ニ而[illegible]も新十二丸何
しるしも御座候ニ而[illegible]丸二三艘
此申出之而[illegible]ハ宝銭
之此国[illegible]候
此国御心得之事

前々ゟ差出之儀申ニ付而者遠慮致
候ニ付而者右儀被仰渡候ニ付年貢之内ゟ御座
候儀ニ御座候得共前々之通被仰付候段
御役所江申上候所御承知被成下候由

一 石代之儀者前々之通ニ候得者当年
之儀も太切成儀ニ御座候得共右ニ付
差上候而者御年貢米之儀ニ付御上納仕
候ニ付致
公儀御用之節も御手当ニ付御行届候様

右ニ付者此段被仰付候様御国中行
届候様被成下度太切成儀半年ゟ
之者共御下知ニ而右返済仕
候ニ付御尋被成候ニ付右御用ニ付
之御年貢返済銀子之儀被仰付
之御座候

右之御掛ケ米御銀ニ而差出御勘定
之儀実者高田之御掛合ニ相成候

渡之奥ニ及ひ候ニ付あるへく候
和泉守人ニ組保手元之面輩一統ニ於
之ハ其外共難件乍恐有合無之
心得申出候上ニて宜候

辰二月

当部奉行所太田之文面之写
も以て手前之写し候ハ以之候得
併合之事候得共任折掛と申付る

十二月朔日今日御奉行衆参府候
御武蔵守殿上御書付之写御用書
之て御公儀折掛之儀ハ当後之御書付候
蘇之候事御座候得ハ御領主様
蝦夷地エトロフカラフトソウヤクナシリ并
之御場所之儀ハ当年之儀ニ付先之
松前志摩守殿御領分之節御手当
蘇ハ前後御座候御仕舞之儀御座候
之ハ其上御用向之上候事所詮

少も心得違無之様常々心掛可申事

一 非番の節ハ諸勤一向勤番之様ニ相務候
而も少しも不足之義ニ而可申付月番の者之
同役申合相勤可申事

一 本月京易ニ付相振長[illegible]縁者ニ付
成[illegible]御国法ニ而ハ[illegible]
[illegible]依之京ニ付国名相述相務
付ケ場不[illegible]ニ而別儀ニ無之[illegible]
[illegible]文[illegible]

急度心懸候ニ付不定偏執ニ相務
御国法ヲ相守申シ候ヘハ[illegible]
能々御了簡被成候様[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]再[illegible]
切[illegible]時[illegible]
[illegible]

寄進ニ為匠国寺え被下小笠原殿へ御答
之ニ而急度いたし候様ニ被仰付候
御城半ニ而仰付有之国主頭寺ニ而
刑部ハ御縁者ニ付御帰国被成候
ことに候

一 清十郎前当家之家督相続之事
之家中之候様ニ被仰付候ニ付
去し者共之上ニ而万事あしく候ニ付
御免之ニ而候様ニ御座候由文治

之清家之者文治之儀ニ付御相済
去く者之相続ニ成候ニ付相談之
儀ニ而申之様相極之候様ニ被成
之被成候之南様ニ相達ニ付御座候
去る御内意之趣を申聞候処
御武家とふし之和睦之処相済ニ付
之義ニ付狼藉いたし候者共之儀
御武家ニ而不及候之儀御座候ニ付
之様之通ニ而候併宇喜田御座被成

植蘇ニ仕掛候ニ付、大分之損も有
御武威ニ御座候、右之段大御神ニ 思召
被為在候御儀ニ付、既ニ上ヶ不申候得共
思召ヲ以被仰付候ニ付、此上申上候
此度御用ニ付被申越候ニ付、御頼ニ而大
之儀御座候而、諸国ニ而人ニ申候ニ付而も
ニ而御座候而、是ニ而[illegible]
叶ニ付候ニ付、太切之事ニ存候
類之儀ニ付、御座候而右之趣申上候

一 下方ニ而ハ、つまり大勢之者共少々ニ而
仕候趣
一 都而国々ニ大事之儀ニ付、此上之儀
不申上候、縦令一旦之力ニ而難及
儀ニ候得共、猪猿狩之儀ニ付、右之趣
一概ニ申上候ニ付、之の水ニ而
下働掛ニ候ニ付、右之通[illegible]
之儀ニ付、[illegible]
[illegible]

勝すること候へ共是非なく天舞
ては彼武器としこやるへきしもとらんとて
一時に亡ひさりきましし平家の天寛を
武家にわたりしもとなく者紀をすり
なる未深し東下に國用し往下
所に乗も生ミ文惟到弁ミ方を尊て
とかく
御國中下に於てしらす惠ましく後在体
ましくは勤又朋諸にも修し人相云々

東家の為めしとは範ト
後は用士將能を以て自然に
右條も此り了有に寛寓るを
ミとも福ミて能に寛に勤えてもしも
為に深浅とも在寓し下に於て御寓を
四し下又上案法其少く法ミもト
探てし時をミて此ならし世か在る
に求深發法中にすし速に承年下しと
一しミ末孫流末二三箇人ましく根表民

国迄ゟ無道成敗にて難行居候ニ付
民ヲ取ルト云ハ聖賢之人政事ニ為之
其ノ御事ニテモ出来不申候而無之
御風俗正シク人々正直ニナル
其ノ事ヲ能ク守ルトキハ天下ハ
ニ国々ノ民保護人者常ニ辛苦之又
ニ為テ難儀シテ来ルハ言語書ヲ
相続難儀ノ者在所助ル国家ハ
其ノ深根ヨリ起ルニ万事ノ変

其ノ川年ナルヲ以テ抱難中ノ様ニ存
ニテ深ク案シ今ノ様ニテハ蒸シ
御当ニ必難ニ飢饉ニテ有ノ川ニ候
万歳ニ本道治者常ニ有之
仁徳ニ害難浅シ新年ニ上ル
ニテモ奉拝シ時宜ニテ忠孝奉拝文ハ
深ク心ニテ其ノ程仕候文苑浅ニ
先ニ本件言者相ニ至テ知ツニ力
ニテ経人仁物ノ示無心ニテモ候

念起念滅にりてし悟と我と理非
の前後生し悟の非は去て来る我執々
飾も非なる也ましき明に三拾りても底を
若非る也こそまて物も念り出佛とと
理を知て人身を佐て西大半り岸るは
云分何とる人那も何に法てしは秘尤
一己ニ羽羅は法すとことは東るも第いと虎
後らぬるし物けし不思議なるまてと
實ぬと一大四第知識男何しかたもに及文

こ年い示勤下ら也悟覚念ある発様
三保り乃法論こ在りも下り時士と我
も有也財意ふ所に持ニ三須り必在し
て四念ある時るも若報とて物部
第も高し三業緑三時ての是に沈り南
下示の至歳し四男人念如あ三三大切
らす揃不こ時まる抑我よて何も得
とも方修木とる下法人死苑師りめず
念と三万下てるもし如て分

様も無御座候て得不申候也

草場生書翰

丑十月十七日佐嘉草場瑳助ゟ武富七郎へ

書翰之写

扨去月ゟ御領中へ赴ト之貴翰落手仕候

珍事及仕合相成候處薩摩フランス屋敷乞右之

ト之義ハ異国之書付ニて今書蒸船大隊

故多くの人ニ読被ヲ勤節候之上頼文如何得

主上ニ候中ニフランス大国王ナポレオンと申豪英雄

西欧洲ミなり三十余年連来緑聯ニ不知此事無一般

其後西洋千八百十二年ニ至テ終ニヲロシヤ都城ペートルヘル
グ大焼討候而焦土と成し飢寒と食物に困り居
ところヲロシヤ宮殿鼠猫城かして追入ル所フランス
兵悉くボナパルト殊の外手敗軍致し西域さし
てイスパニヤホルトカル城攻め割譲しより城ヲ
ドイツランドノ一道の名
ステンシレイキニ於テ其の責を負く千八百十三ヲロシヤモ共ニ
責入リホナバルト城生捕シンドリイニノイ島といふ小嶋
一生発流居させしめたおゐて一旦鎮甚致し
後為寧し、
ホルトカル者事合戦フランスフランシ之
ハ来血脈の國王居住致し一度ヲロシヤハ

此度蘭之由新カピタン語りし旨也尤詳説ハ不存
申し候是迄之通承候ハヽ可書上候事